

社会福祉法人井川町福祉会 役員等報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人井川町福祉会（以下「福祉会」という。）定款第8条及び第21条並びに第24条の規定に基づき、役員（理事及び監事）、評議員及び顧問（以下、「役員等」という。）の報酬及び費用弁償（以下、「報酬等」という。）について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、報酬等を支給することができる。

- 2 定款第21条に規定する評議員会で別に定める報酬の総額は2,000,000円とする。
- 3 定款第24条に規定する評議員会で別に定める報酬の総額は300,000円とする。
- 4 定款第8条及び第21条並びに第24条に規定する評議員会で別に定める報酬等の支給の基準は、勤務実態に即して別表の支給基準に基づいて支給するものとする。
- 5 福祉会の職員が役員等を兼ねているときは、その者には役員等としての報酬は支給しない。
- 6 一般職に属する地方公務員が役員等である者には、役員等として報酬等は支給しない。

(併給の有無)

第3条 前条に規定する報酬は、同日に複数の用務があった場合においても併給を行わない。

(費用弁償の支給)

第4条 役員等が職務のために旅行したときは、旅費を支給する。

- 2 役員等が法人業務を行う場合は、交通費を支給する。
- 3 役員等の旅費及び交通費の種類、支給方法及びその額は福祉会旅費規程により支給する。

(報酬等の支給日)

第5条 第2条及び前条に規定する役員等の報酬等の支給日は、毎月5日に前月分をあらかじめ届出の金融機関への振込とする。

(補 則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施 行 期 日)

- 1 この規程は、平成19年6月1日から施行する。
- 1 この規程は、平成22年6月1日から施行する。
- 1 この規程は、平成26年1月1日から施行する。
- 1 この規程は、平成29年7月1日から施行する。

別 表

役員等報酬額

役員等	報 酬			
	理事会 (監査会)	評議員会	入札立会	業務 (その他)
理事長	10,000	10,000	10,000	10,000
副理事長	10,000	10,000	10,000	10,000
理事	10,000	10,000	10,000	10,000
顧問	10,000	10,000	—	10,000
監事	10,000	10,000	10,000	10,000
評議員	—	10,000	10,000	—